

物件事故処理要領について（通達）

令和7年3月27日付け警察庁丁交指発65号、丁生企発第193号
警察庁交通局交通指導課長及び警察庁生活安全局生活安全企画課長から各管区警察
局広域調整担当部長、警視庁交通部長、警視庁地域部長、各道府県警察本部長宛て

（概要）

物件事故の処理に当たり、警察官による交通流の回復措置を要しない等一定の条件を満たす場合に、原則として現場臨場を省略することなどについて通達するもの